様式第8号(第13条関係)

(表)

第　　　　　号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 出雲市飲料容器及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例第23条の規定による証明書 |  |

　所属

　職名

　氏名

　　　　　　　年　　月　　日生

　　　　　年　　月　　日

出雲市長

(A8)

(裏)

出雲市飲料容器及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例(抜粋)

　　(命令)

　第20条　市長又はその職員は、第8条第1項又は第2項の規定に違反した者に対し、その行為の中止又は原状回復を命ずることができる。

　　(立入調査)

　第22条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者又は土地所有者等の土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

　2　前項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

　　(身分証明書の携帯等)

　第23条　第20条第1項又は前条第1項の規定により、命令又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。